

国立大学法人東京農工大学学長選考会議規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学学長選考会議規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学学長選考会議規程</p> <p>平成 16 年 5 月 11 日 16 選規程第 1 号</p> <p>第 1 条～第 2 条 省略 (組織)</p> <p>第 3 条 選考会議は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>一 経営協議会規程第 3 条第 1 項第 4 号に定める者の中から経営協議会において選出された者 3 人</p> <p>二 教育研究評議会規程 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に定める者の中から教育研究評議会において選出された者 3 人</p> <p>2 前項各号に掲げる者のほか、理事を選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、選考会議の委員の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。</p> <p><u>3</u> 選考会議の委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第 4 条 選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 議長は、選考会議を主宰する。</p> <p>3 選考会議は、委員の 4 人以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>4 選考会議の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p>	<p>国立大学法人東京農工大学学長選考会議規程</p> <p>第 1 条～第 2 条 省略 (現行どおり) (組織)</p> <p>第 3 条 選考会議は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>一 経営協議会規程第 3 条第 1 項第 4 号に定める者の中から経営協議会において選出された者 3 人</p> <p>二 教育研究評議会規程 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に定める者の中から教育研究評議会において選出された者 3 人</p> <p>2 前項各号に掲げる者のほか、理事を選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、選考会議の委員の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。</p> <p><u>3 選考会議は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、意見の聴取等を行うことができる。</u></p> <p><u>4</u> 選考会議の委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>5 第 1 項及び第 2 項に定める委員が、学長選考の過程において、応募者又は推薦者となり、審議の中立性を損なう事態が生じた場合は、委員を辞職するものとし、選考会議は、その欠員を速やかに補充するための措置をとるものとする。</u></p> <p>第 4 条 選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 議長は、選考会議を主宰する。</p> <p>3 選考会議は、委員の <u>3 分 2 以上</u>の出席がなければ開くことができない。</p> <p>4 選考会議の議事は、議長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。<u>ただし、国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程第 8 条に定める学長候補者の選考に関する事項を除く。</u></p>	

